

平成20年度第1回市立七二会公民館運営審議会概要

1. 日 時 平成20年6月23日(月) 午前10時～11時30分

2. 場 所 七二会公民館 小会議室

3. 出席者 運営審議会委員7名、事務局2名 傍聴人0名

4. 審議事項

- (1) 公民館及び公民館運営審議会について
 - (2) 平成20年度七二会公民館事業の重点目標について
 - (3) 平成20年度七二会公民館事業計画について
 - (4) 平成20年度七二会公民館関係予算について
 - (5) 市立公民館の管理運営をめぐる動向について
- (1)～(5)について事務局から説明。

5. 主な意見等

- (1) 公民館及び公民館運営審議会について

・委員より特に意見は出されなかった。

- (2) 平成20年度七二会公民館事業の重点目標について

委員：主な事業の6項に「差別のない明るく住みよい地域づくりに向け、人権教育の推進を図る。」とあるが、条例施行規則第2条「公民館の主な事務」の第10項には「人権同和教育に関すること。」と謳われていることから、重点目標中の表記も「～人権同和教育の推進を図る。」というように、「同和」という文言を加えるべきでは。

事務局：全く同感であり、重点目標中の表記を「～人権同和教育の推進を図る。」と修正させていただく。

- (3) 平成20年度七二会公民館事業計画について

事務局：地公連事業(市立公民館との共催事業)については、高齢化、過疎化が進み、人集めが大変等の理由から見直したらどうかという意見が4月の地公連総会時に出された。しかし、近く行われる女子ソフトバレーボール大会への各区の取り組みを見ると、老若男女が集まって練習している区もあり、また、行事をやめると人の集まる機会がますます減っていく。そうは言っても物理的に歳を取れば行事に出られないという問題もありジレンマに陥るが、地公連では、今年度2月頃を目途に事業について検討することになっているので、来年度は若干

の修正があるかもしれない。

委員：人が一番集まるのは運動会である。近年、雨で中止になった年もあるが、せっかく準備したのだから雨天の場合は順延したらどうか。ただ、その日しか休めない人もいるので難しいと思うが。

委員：館長会議では、運動会を半日開催、または隔年開催にしたらどうかというような消極的な意見も出ている中、順延という話はとても困難である。

委員：住民を集めるのは運動会が一番。

委員：年寄りも、割合に運動会に来たがっている。知人、友人に合うのを楽しみにしている。運動会は大事な交流の場でもある。

(4) 平成20年度七二会公民館関係予算について

・委員より特に意見は出されなかった。

(5) 市立公民館の管理運営をめぐる動向について

事務局：＜次の内容を説明＞

1 平成19年度長野市長・教育長と長野市地公連連合会との懇談会
(H20.1.10実施)《平成20年2月15日長野市地域公民館連絡協議会連合会発行『星空』第55号要旨》

(1) 各種団体の見直し(地公連連合会等)

◎平成21年度をもって廃止・・・市地公連連合会
市の関与しない任意団体に移行・・・地公連

◎平成22年度からの補助金の交付
市→住民自治協議会へ一括交付

(従来 市→市立公民館経由→地域公民館)

◎市立公民館に関する市(教委)の回答

市立公民館は公教育である社会教育の中心的担い手であるとともに、行政と地域をつなぐ大切な場。今後とも、市立公民館は地域公民館が主体的に活動できるよう助言、情報の発信に努めるほか、館内地域公民館同士の交流のパイプ役を担う拠点として、その機能を発揮していただく。

(2) 市立公民館の先行き(指定管理者制度の導入)について

◎平成17年1月開催の文部省主催「全国生涯学習、社会教育主管課長会議」の見解

公民館等の社会教育施設への指定管理者制度導入については、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができる。

◎市(教委)の回答

① 市立公民館は学習の場であるとともに、地域課題を発見し、課

題解決のための実践活動の場であり、住民自治協議会も地域の身近な課題を住民自ら解決していくための自治組織であることから、市立公民館への指定管理者制度導入を行う際は、地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定しており、平成21年度以降、体制が整い、住民自治協議会による受託を希望される地区の公民館から順次移行していく。

- ② 指定管理者に管理を行っていただく「業務の範囲」については、市立公民館が果たすべき役割を踏まえ、地域の実情に応じて、社会教育法第20条に定められた「住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進」といった設置目的を効果的に達成する観点から、条例及び規則に定めるほか、細目的な事項は市と指定管理者が協議の上、協定書の中で規定する。

指定管理者は業務範囲が明確に協定書に記載され、社会教育法の理念を含め、その業務を住民自治協議会が指定管理者として遂行できると市が認めた場合に移行できるものである。

- (3) 住民自治協議会が市立公民館の指定管理者を受託し、地域公民館が住民自治協議会に編入された場合の公民館活動について・・・（役員の負担軽減・担い手不足の解消に逆行しないか。生涯学習・地域コミュニティが後退しないか。）

◎市（教委）の回答

- ① 市立公民館の指定管理者制度導入については、市と住民自治協議会との協定により管理・運営するもので、協定に定められた業務の範囲の経費は市から支払われる。実務については、住民自治協議会が雇用する専任職員が行うことになる。
- ② 住民自治協議会は、各種団体のネットワークと相互補完により構成されることになっており、基本的には行政区の活動はこれまでどおり実施されるため、地域公民館の事業もこれまで同様の活動が実施できるものと推察している。

2 平成20年度 市の公の施設の管理運営方針について

◎指定管理制度導入予定

平成21年度以降選定・・・市立公民館（コミュニティセンターを含む）

◎市教委の考え方

- ① 住民自治協議会は地域の身近な課題を住民自ら解決していくための自治組織であることから、市立公民館への指定管理者制度導入を行う際は、地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定している。
- ② 移行の時期については、平成21年度以降、住民自治協議会の申請により、運営面において受託可能な地区の公民館から、順次

移行していきたい。

事務局：こういう動きがあるということを理解しておいていただきたい。すぐにこうなるということではなく、こういう話があるということを含んでおいていただきたい。

委員：指定管理者というのは、外郭団体、民間等も手を上げることができる。問題なのは住民自治協議会には実績が無いこと。いざ募集したときに民間等と競合した場合には、指定管理者に選ばれるのは難しい。

事務局：市は、市立公民館の指定管理者としては、住民自治協議会しか想定していない。住民自治協議会が受託可能な機能を備える等、条件が整った地区から順次移行していくということである。

－ 閉会 －